



## 5月31日は世界禁煙デー

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

5月31日は、世界保健機関(WHO)が制定した禁煙を推進するための記念日で、厚生労働省では世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」と定めています。

たばこの煙には  
たくさんのリスクが  
隠れています



まな病気の原因となる上、早産・流産の危険性を高めます。しかし、禁煙することで、これらの疾患やそれらに起因する死亡リスクを確実に減らすことができます。ぜひ、禁煙にチャレンジして、自分と家族の健康を守りましょう。

たばこには多くの有害物質が含まれています

たばこの煙には数千もの化学物質が含まれ、有害な物質が200〜300以上含まれるといわれています。単一で最大の「病気(喫煙関連疾患)の原因」と、世界保健機関も指摘しています。

禁煙について考えてみませんか

喫煙は、肺がんを含む多くのがん、心筋梗塞などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの呼吸器疾患、糖尿病、歯周疾患などさまざま



## 日本脳炎の予防接種はお済みですか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

3歳、4歳のお子さんに加えて、9歳になる人と18歳になる人も日本脳炎の予防接種をお勧めしています。

日本脳炎とは

ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが、蚊によって媒介され感染します。7〜10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎を起こします。ヒトからヒトへの感染はありません。

母子健康手帳で接種履歴を確認し、日本脳炎の接種回数が不足している場合は接種しましょう。

費用 無料

接種医療機関

「菊陽町予防接種だより」に掲載しています(事前に予約が必要です)。

持参する物

母子健康手帳、予診票

※予診票の交付が必要な人は、母子健康手帳と印鑑を持参し、健康・保険課で申請してください。

対象者	接種対象年齢	回数
第1期初回	生後6カ月～90カ月(7歳6カ月)に至るまで	2回
第1期追加		1回
第2期	9歳以上13歳未満	1回
特例措置*	①平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれ(20歳未満の間) ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ(9歳～13歳未満の間) ※②の対象者は9歳になったら第1期末接種分も接種できます。	1回～4回 (過去の接種回数に準じた残りの回数)

※特例措置とは、平成17年の積極的な接種勧奨の差し控えで、第1期、第2期の接種が受けられなかった人の接種機会を確保するためのものです。

## 町立保育所で勤務する保育士・看護師・調理員・事務補助募集

職種	任用期間	勤務時間	賃金・報酬	採用人数	備考
臨時保育士	6カ月(更新あり)	月～土のうち5日 午前7時～午後6時 のうち7時間45分	日給：8,140円 (担任手当：月額8,000円)	7人程度	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり
非常勤看護師(町立7園を巡回)	6カ月(更新あり)	月～金(月16日以内) 午前8時30分～午後5時15分	日給：8,140円	2人程度	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり
非常勤調理員(年休代替)	6カ月(更新あり)	不定期 午前9時～午後1時15分(例)	時給：824円	3人程度	雇用保険なし 社会保険なし 通勤手当なし
民営化事務補助(対象園を巡回)	6カ月(更新あり)	月～金(月16日以内) 午前8時30分～午後5時15分	日給：6,010円	1人	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり

### 応募方法

平日の午前9時～午後5時までに、子育て支援課保育所係に履歴書(写真付)持参するか、郵送してください。面接日は後日連絡します。

### 申し込み・問い合わせ

〒869-1192(住所不要)  
子育て支援課 保育所係  
☎(232)2202

健康に暮らすために

## 人間ドック費用の一部助成

■対象者(次の全てに当てはまる人)

- ・申請日時点で30歳以上
- ・納期限到来分の国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の滞納がない
- ・ドック実施日まで菊陽町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入

### ■申込方法

- ①菊陽町国民健康保険加入者  
3月下旬にお送りしている保険証に同封の申請書で申し込んでください。
- ②後期高齢者医療制度加入者  
3月下旬にお送りしている総合健診の申込書に同封の申請書で申し込んでください。

※保険証と印鑑を持参してください。

※申請書は健康・保険課と西部支所にもあります。

■申し込み先 健康・保険課または西部支所

■申し込み先 健康・保険課または西部支所

■申込期限 5月31日(休)

■問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

気になる歯周病

## 歯周疾患検診を受けましょう

歯周病は歯を失う最大の要因で、若いときから徐々に進行しています。歯はメンテナンス次第で一生使い続けることができる大切な器官です。

### ■歯周病の主な原因

#### ①細菌因子

磨き残しなどの口腔環境が原因です。歯周病を持つ歯垢(プラーク)が歯に付着したり、歯周ポケット(歯と歯茎の隙間)に入り込んだ細菌が増殖してしまいます。

#### ②環境因子

喫煙やストレス、不規則な生活や偏食などが影響します。特に喫煙は血管を収縮させるため、歯茎の血行が悪くなり、免疫力も低下してしまいます。

#### ③生体因子

加齢や遺伝、糖尿病などの病気が原因です。特に糖尿病とは密接な関係にあり、歯周病は糖尿病の合併症として注目され、糖尿病は喫煙と並んで歯周病の2大危険因子といわれています。

### ■歯磨きで歯周病予防

毎日、丁寧に歯磨きをすれば、虫歯や歯周病の原因である歯垢はある程度除去できます。しかし歯の形は複雑なので、丁寧に磨いても完全に歯垢を除去するのは困難です。この機会に歯周疾患検診を受けましょう。

### 歯周疾患検診

■期間 4月中旬～12月末

■対象者 平成30年度に次の年齢になる人(対象者には、4月中旬に個別通知します)

40歳(昭和53年4月2日～昭和54年4月1日)

50歳(昭和43年4月2日～昭和44年4月1日)

60歳(昭和33年4月2日～昭和34年4月1日)

70歳(昭和23年4月2日～昭和24年4月1日)

■場所 委託医療機関(要予約)

■料金 700円(町負担額2,800円)

■内容 歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912